

でんき契約約款（中国電力・KDDI） 新旧対照表（2019年10月1日実施）

改定前（旧）	改定後（新）																		
<p>10 需給契約の単位</p> <p>中国電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこのでんき約款および料金表に定める 1 契約種別とをあわせて契約する場合（(2)の場合は当該 2 契約種別といたします。）</p> <p>中国電力が別途定める電気供給約款（平成 27 年 12 月 1 日届出。以下「供給約款」といいます。なお、中国電力が供給約款を変更した場合には、変更後の電気供給約款によります。）の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力または農事用電力</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>10 需給契約の単位</p> <p>中国電力および KDDI は、次の場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>(1) 1 需要場所において、次の契約種別とこのでんき約款および料金表に定める 1 契約種別とをあわせて契約する場合（(2)の場合は当該 2 契約種別といたします。）</p> <p>中国電力が別途定める電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の臨時電灯のうちの 1 契約種別、臨時電力または農事用電力</p> <p>(2)～(3) 略</p>																		
<p>15 需給契約に係る個人情報の第三者提供</p> <p>このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、中国電力または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、中国電力または KDDI は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を中国電力または KDDI 以外の小売電気事業者へ提供することがあります。</p>	<p>15 需給契約に係る個人情報の第三者提供</p> <p>このでんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、中国電力または KDDI の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、中国電力または KDDI は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を中国電力または KDDI 以外の小売電気事業者等へ提供することがあります。</p>																		
<p>51 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用される場合等で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、中国電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>3,456 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>27,540 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,456 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,540 円 00 銭	<p>51 一般供給設備の工事費負担金</p> <p>(1) お客さまが新たに電気を使用される場合等で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、中国電力は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>3,520 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>地中配電設備の場合</td> <td>超過こう長 1 メートルにつき</td> <td>28,050 円 00 銭</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,520 円 00 銭	地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	28,050 円 00 銭
区 分	単 位	金 額																	
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,456 円 00 銭																	
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	27,540 円 00 銭																	
区 分	単 位	金 額																	
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	3,520 円 00 銭																	
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	28,050 円 00 銭																	

<p>なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。</p> <p>(2)～(7) 略</p>
--	--

■ 附則

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 このでんき約款および料金表の実施期日 このでんき約款および料金表は、平成 30 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。</p>
<p>新設</p>	<p>3 この au でんき約款の実施にともなう切替措置 Ⅷ（工事費の負担）に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日（53〔供給設備を変更する場合の工事費負担金〕の場合は、工事完成日といたします。）が 2019 年 10 月 1 日以降であるものから、この au でんき約款を適用いたします。</p>